

知的障害者の地域生活を目指す生活訓練事業の検討

- A 事業所の実践を通して -

日赤九州国際看護大学 増田公香（2284）、重田史絵（地域精神保健福祉機構保健福祉研究所・7279）、
水藤昌彦（山口県立大学・7827）、東海林崇（浜銀総合研究所・7899）、奥野英子（日赤九州国際看護大学・2242）

キーワード：知的障害者、生活訓練、社会生活力プログラム

1. 研究目的

障害者自立支援法における「訓練等給付」は、様々な障害のある方の能力の維持・向上を目的としたりハビリテーションを基軸とした障害者自身の自立（自律）を促進するための事業である。訓練等給付の中の自立訓練における「生活訓練」は社会リハビリテーションに該当し、知的障害者、精神障害者等の自立と地域生活を実現するために実施されている。しかし、この事業を活用する際の標準的な支援方法や活用方法が依然確立されていないので、本研究では研究事業注 で実施した調査研究のうち知的障害者に対して先駆的实践を行っている A 事業所に焦点をあて、社会リハビリテーションの目的である社会生活力の向上と日常生活のスキルアップのための具体的支援方法・活用方法を検討し、今後に向けて必要とされる効果的支援方法及び活用方法を明らかにすることをその目的とする。

2. 研究の視点及び方法

(1) 研究の視点

生活訓練を実施している事業所の支援の視点及び方法を概観し、具体的事例を分析し支援方法の詳細を検討した。具体的には A 事業所の分析を行い、2 年間生活訓練を受けた対象者の支援のプロセスを分析し、生活訓練の意義及び問題点について検討した。

(2) 研究方法

1) 研究対象及び研究対象者

研究対象は A 事業所とし、研究対象者は生活訓練を受けている 5 名とした。

2) データ収集方法と収集時期

本研究では、次の 3 段階の方法によりデータ収集を行った。

事前調査：事業所及び研究対象者についてドキュメントをもとに事前調査を行った。

(2010 年 12 月～2011 年 1 月 20 日)

事業所・ケース調査：事前調査の内容を整理したうえで、事業所を訪問し、半構造化面接による聞き取り調査を実施した。(2011 年 1 月 21 日)

深堀調査：事業所・ケース調査の補強を深堀調査により行った。電話調査により実施し、必要に応じて再度の訪問調査を行った。(2011 年 1 月 22 日～3 月 10 日)

3. 倫理的配慮

事業所に対しては事前に調査研究の趣旨を詳細に文書にて説明し、事業所長から承諾書を得た。調査研究対象者に関しては、事前に調査研究の趣旨を事業所より保護者及び家族に文書にて説明してもらい、承諾書が得られた対象者のみ実施した。

4. 研究結果

(1) 事業所

本事業所は、2009年（平成21年）に新規に開設された多機能型事業所で、生活介護・自立訓練通所型・就労移行支援・就労継続支援B型・短期入所・相談支援を実施している。事業所長のもと、事業所内で行っているサービス単位にチーム編成をし、ライン組織とスタッフ組織を分け、業務の効率化を図っている点にその特徴がみられた。

(2) 利用者の特徴

本事業所は新規開設であることもあり、特別支援学校高等部を卒業して地域で家族とともに生活をしながら当事業所を利用している利用者が多かった。また、18～22歳までの若年層が多い点に特徴がみられ、生活訓練事業利用者は地域生活を継続しながら、将来的には一般あるいは福祉型就労することを目標として通所していた。

(3) 支援の方法

利用者一人ひとりのニーズと目標を把握し個別支援計画を立て、社会生活力プログラムの導入、TEACCHによるアプローチ、事業所内で独自に開発したコミュニケーション意思カードや身だしなみチェックシートをもちいた支援方法、等A事業所独自の工夫された支援が行われていた。事業開始時より社会生活力プログラムの積極的導入を行っており、社会生活力プログラム注のファシリテーターの役割について、すべての参加者を温かく迎え励まし参加者の参加意欲が高まるようにする、参加者の発言を肯定的に受け入れ素晴らしい発言であったことをほめる、理解が難しい参加者には他の参加者が発言した内容をわかりやすい言葉に言い直し、分かりやすく整理する等、利用者本人の持つ価値観や可能性を引き出す、いわゆるストレングスモデル視点で支援を実践していた。

(4) 生活訓練事業の検討

多機能型事業所という特性を生かし、A事業所においては生活訓練を単独として位置付けるのではなく、2年間の生活訓練においては社会生活スキルの習得をその主たる目的とし、その後、就労移行支援等を継続的に位置づけ、総合的に4年間のプログラムとして支援していく方向性にその特徴がみられた。

A事業所では、多機能型という特性を利用し、生活訓練を利用者の今後の目標（社会生活スキルの習得あるいは就労）を明確にし、その目標達成のために必要とされる訓練を提供するプロセスとして位置付けていた。しかしながら単独の事業所で実施することの限界性は明らかであり、本研究を通し生活訓練事業の時間的制約の問題点等が明らかとなった。

注 厚生労働省平成22年度障害者総合福祉推進事業「知的障害者・精神障害者等の地域生活を目指した日常生活のスキルアップのための支援の標準化に関する調査と支援モデル事例集作成事業」報告書、財団法人日本障害者リハビリテーション協会、平成23年3月

注 奥野英子他「自立を支援する社会生活力プログラム・マニュアル - 知的障害・発達障害・高次脳機能障害等のある人のために - 」中央法規出版、2007